

建設労働者確保育成助成金（作業員宿舎等設置コース（経費助成）〔賃貸住宅〕）支給申請について

1 提出上の注意

- (1) この支給申請書（以下「申請書」といいます。）は、被災三県（岩手県、宮城県、福島県）に雇用保険適用事業所を有する中小建設事業主が被災三県に所在する工事現場で作業等を行う建設労働者を遠隔地より新たに採用するため賃貸住宅を第三者から賃借する場合に、その要した費用につき支給される建設労働者確保育成助成金（作業員宿舎等設置コース（賃貸住宅）（経費助成））の支給申請を行うときに管轄労働局長へ提出するものです。
- (2) 居住者から徴収可能な居住費については光熱水料その他これに類する経費に限ります。
- (3) この申請書は、各事業を終了した日の属する月に応じ、次の区分に応じて管轄労働局又はハローワークに提出して下さい。

事業の終了した日の属する月	4月・5月・6月	7月・8月・9月	10月・11月・12月	1月・2月・3月
提出期間	7月1日から 8月末日まで	10月1日から 11月末日まで	翌年の1月1日から2 月末日まで	3月1日から 5月末日まで

- (4) この申請書には、以下の書類を添付して下さい。
 - (イ) 賃貸物件の建物全体を正面から撮影した写真、賃借する部屋等の配置図、居住面積が確認できる平面図（カタログ可）、及び居住室内の写真
 - (ロ) 賃貸物件の所有者との賃貸借契約書の写し（所有者が転貸借することを承諾をしている旨の記載があるものに限る。）
 - (ハ) 各月の賃借料の領収書の写し
 - (ニ) 新たに採用した労働者に係る公共職業安定所からの紹介状の写し
 - (ホ) 新たに採用した労働者の労働条件通知書又は雇用契約書
 - (ヘ) 新たに採用した労働者の雇用保険被保険者資格取得届
 - (ト) 住民票（転居前後の住所が記載されたもの）
 - (フ) 住民票に記載された住所間の距離が 60 km以上離れていることがわかる地図又はその他の書類
 - (リ) その他管轄労働局長が必要と認める書類

2 記入上の注意

- (1) 「計画届の受理番号」欄は、労働局が受理した本助成コースの計画届（写）記載の番号を記入してください。
- (2) ①「申請者」欄は、当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印して下さい。また、申請者が代理人の場合、「申請者」欄に当該助成金に係る事業主等の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入（押印不要）した上、申請者の記名押印等をして、委任状（任意様式）（写）を添付して下さい。また、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同施行規則第16条の3に規定する事務代理者である社会保険労務士である場合は、当該助成金に係る事業主の名称、代表者の役職及び氏名、所在地を記入し、押印するとともに、提出代行者又は事務代理者の名称、氏名、所在地を記入し、押印してください。
- (3) ⑧「賃貸人との関係」について、賃借人となる事業主の配偶者又は一親等の血族及び姻族の所有する物件、賃借人となる法人の役員が所有する物件は、本助成金の対象とはなりません。
- (4) ⑦「居住面積」欄については、玄関、台所（炊事場）、トイレ、浴室、廊下等を除いた部屋の面積を記入して下さい。ただし7.4㎡未満の場合は支給対象外となります。
- (5) ⑩「転居前後の距離」欄については公共交通機関を利用した際に、最も合理的・経済的な経路における最寄りの駅又はバス停間の距離となります。
- (6) ⑫「本人確認」は、必ず対象労働者本人が署名・押印して下さい。ただし、自己都合退職、死亡等で対象労働者本人が署名・押印できない場合に限り、事業主がその理由を別添（任意様式）に記載し、署名・押印して下さい。
- (4) ⑬「本事業の実施に関して公共機関からの補助や助成金の有無」欄が「有」の場合は助成対象とならない場合があります。

3 その他

- (1) 偽りその他不正の行為により助成金の不支給措置がとられている場合は助成金を支給できないなど、助成金の支給には一定の要件があります。
- (2) 助成金の支給に関して管轄労働局又はハローワークに提出した書類等の写しを支給決定日から起算して5年間保存して下さい。
- (3) 偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部又は一部を返還していただきます。
- (4) 助成金について不明な点がございましたら、管轄労働局又はハローワークにお問い合わせ下さい。